

SAMR、SEP 分野における独占禁止ガイドラインの意見募集を開始

2023年7月4日
JETRO 香港事務所

2023年6月30日、国家市場監督管理総局（SAMR）が「**標準必須特許分野における独占禁止ガイドライン（意見募集案）**」（关于标准必要专利领域的反垄断指南（征求意见稿））を公示して意見募集を開始した¹（意見募集期間は7月29日まで）。

本ガイドラインは全5章20条から構成される。第1条の規定によれば、その目的は、独占禁止法²や専利法³等に基づいて、事業者が標準必須特許（以下「SEP」という）を濫用して競争を排除・制限する行為を予防・制止し、市場における公平な競争を保護し、知的財産権と標準化の協同的な発展を推進し、技術革新を奨励し、消費者権益と社会の公共利益を保障することにある。

本ガイドラインの章立ては以下のとおりである。

第1章 総則 (1~7条)

第2章 SEPに関する独占合意 (8~10条)

第3章 SEPに関する市場支配的地位の濫用行為 (11~17条)

第4章 SEPに関する事業者の集中（合併） (18~19条)

第5章 附則 (20条)

まず第1章では、上述の本ガイドラインの目的及び根拠（1条）に続けて、関連概念（2条）、分析原則（3条）、関連市場（4条）、SEPの情報開示（5条）、SEPの実施許諾の承諾（6条）、SEPの誠実交渉（7条）について説明されている。

そして第2~4章のいずれも、その冒頭で、独占禁止法や「知的財産権に関する独占禁止指南⁴」等の関連規定に基づき判断されることが記載され、加えて、以下の各項目について具体事例の際に考慮すべき又は考慮可能な要素が挙げられている。

¹ [原文] https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2023/art_6422b2fb728f486b9814349213ea07c6.html

² 改正独占禁止法が2022年8月1日から施行されている。

[仮訳] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20220801_jp.pdf

[原文] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/regulation20220801.pdf

³ 改正専利法が2021年6月1日から施行されている。

[仮訳] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20210601_jp.pdf

[原文] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/regulation20210601.pdf

⁴ [仮訳] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20190104_1.pdf

第2章 (SEPに関する独占合意) :

標準の策定及び実施の過程における独占合意(8条)、SEPプールの独占合意(9条)、
SEPに関するその他の独占合意(10条)

第3章 (SEPに関する市場支配的地位の濫用行為)⁵ :

市場支配的地位の確定方法(11条)、SEPの不当に高い実施許諾料(12条)、SEPの実施許諾の拒絶(13条)、SEPの抱き合わせ販売(14条)、SEPに関するその他の不合理な取引条件(15条)、SEPに関する差別的取り扱い(16条)、SEPに関する救済措置の濫用(17条)

第4章 (SEPに関する事業者の集中) ⁶ :

SEPを含む事業者集中の宣言(18条)、SEPに関わる事業者集中の審査(19条)

また、「**知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限禁止規定**」(禁止濫用知識
产权排除、限制競争行為規定⁷)の改正規定(全33条⁸)が、6月25日に公布され、
8月1日に施行される。以下のとおり、SEPに関する独占禁止規則等についても整備
されている。

- ✓ 他者への許諾を拒否し、競争を排除、制限することについて、知財権が生産経
営活動に必須の施設を構成している状況下としていた要件を削除(第10条)。
- ✓ パテントプールに関する独占合意と市場支配的地位の濫用行為とに関する具体
的な規定を改善(第17条)。
- ✓ 標準の策定・実施の過程における独占合意の状況を明確化し、SEPライセンス
における市場支配的地位の濫用行為の規定を改善(第18条、第19条)。
- ✓ その中で、SEP分野における権利者による差止救済の濫用の問題に対処するた
め、特別条項を追加して具体的な適用要件を明確化(第19条第1項第3号)。

(以上)

[原文] https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/origin/section20190104.pdf

⁵ 判断にあたっては、通常はまず関連市場を定義し、SEP権利者がその関連市場において市場支
配的地位を有するかどうかを分析し、その後、市場支配的地位の行為が濫用に該当するかどうか
についてケースバイケースで分析することも説明されている。

⁶ 事業者がSEPに関わる取引を通じて、他の事業者に対する支配権を取得し、または他の事業者
に対して決定的な影響力を行使することができる場合、事業者の集中となり、独占禁止法及び「事
業者集中の申告基準に関する規定」に基づく申告が必須である、と説明されている。

⁷ [原文] https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/fgs/art/2023/art_e155397fbe5c4c05ad3c1838c1322ad2.html

⁸ 現行規定が19条であるところ、今次改正では保留1条、改正18条、追加14条で、計33条。